



証券コード：6203

第186期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

ここに第186期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社では、2022年度よりスタートした中期経営計画に基づき、事業ポートフォリオ戦略の見直し、各事業における成長領域への人的資本や資金の投入、部門横断的な生産プロセス改革等に注力し、株主様をはじめステークホルダーの皆様に評価いただける企業価値向上の実現に努めております。

また、ものづくりの未来の発展に貢献していくため、透明性の高い企業統治の下、環境課題の解決や社会との調和にも意欲的に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。



2024年6月

代表取締役社長

塙本 高広

経営理念

経営の基本方針

顧客、株主、取引先、従業員の信頼と期待に応えるため、収益力の向上を図ることにより企業価値を高めることを経営の基本としており、株主への利益還元と顧客に満足される製品を提供することを重要な経営目標と位置付けております。

行動規範

「ものづくりを通じて、社会に貢献し、企業価値の向上を目指します」

- 一. より良い商品とサービスを提供し、顧客の期待と信頼に応えます
- 一. コンプライアンスを重視し、社会から信頼される会社であり続けます
- 一. 議論・対話を尽くし、活力ある企業風土を醸成します

目 次

(頁)

第186期定時株主総会招集ご通知	3
------------------	---

[株主総会参考書類]

第1号議案 剰余金処分の件	8
---------------	---

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件	9
---------------------------------	---

事業報告	13
------	----

連結計算書類	31
--------	----

計算書類	35
------	----

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本	39
---------------------	----

計算書類に係る会計監査報告書 謄本	41
-------------------	----

監査等委員会の監査報告書 謄本	43
-----------------	----

[ご参考]

株主メモ	45
------	----

株主各位

証券コード 6203
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)
愛知県清須市須ヶ口1900番地1
豊和工業株式会社
代表取締役社長 塚本高広

第186期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第186期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.howa.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6203/teiji/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「豊和工業」または「コード」に当社証券コード「6203」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をしてくださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従つて、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

3. 目的事項 報告事項 1. 第186期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第186期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

※上程概要：当社普通株式1株につき金20円の配当

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

※候補者名：塚本 高広（再任）、北村 誠（新任）

4. 招集にあたっての決定事項 (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
(2) 代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎当日、当社係員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告書および監査報告書の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎インターネットを利用することが困難等により、電子提供措置事項の確認ができない株主様で、電子提供措置事項の確認を希望される場合は、当社までお問い合わせください。

豊和工業株式会社 総務人事部 総務課 電話番号：052-408-1116 (受付時間 平日 9時～17時)

なお、書面交付請求を希望される場合は、株主様の口座を開設している証券会社もしくは、株主名簿管理人である三井住友信託銀行までお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号：0120-533-600 (受付時間 平日 9時～17時)

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会へご出席されない場合

書面（郵送）による議決権行使



行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時行使完了分まで

次頁の案内に従って、各議案の賛否を、上記行使期限までに入力してください。

株主総会へご出席される場合



日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時 ※受付開始 午前9時

場所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【インターネット等議決権行使に関するお問合せ】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00~21:00)

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みられた場合は、当該プラットフォームにより議決権を行なうだけです。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、工作機械を中心にして受注生産を行っており、国内外の景気変動などによる設備投資動向に受注が左右され、業績は年によってかなりの幅で変動するため、中長期的な観点から安定的、継続的な配当の維持を基本としつつ、利益が増加した場合は、配当性向30%（1株につき配当20円以上）を目標として、株主還元を強化する方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定配当の継続等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **20円**

およびその総額

配当総額 **240,949,120円**

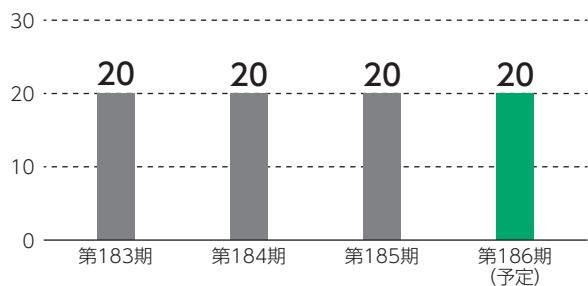
剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

<ご参考>

配当金の推移

(単位：円)



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスの向上および機動的な意思決定を行うことを目的として2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案が原案どおり承認可決された場合、社内取締役の員数は現任の5名から3名に減少し、社外取締役の員数は変わらず3名となるため、取締役全体に占める社外取締役の割合は5割となります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	当期取締役会出席率	属性
1	塚本 高広 つかもと たかひろ	代表取締役社長 事業部門長	100%	再任
2	北村 誠 きたむら まさと	総務人事部長 兼法務室長	-	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

塚本 高広

(1954年7月27日生) 性別:男

所有する当社の株式数

30,366 株

取締役会出席状況

12/12 回

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

- 1978年11月 当社へ入社
2003年6月 当社機械事業部営業グループ部長
2003年12月 ホーワマシナリーシンガポール株式会社取締役社長
2004年5月 当社機械事業部工作機械グループ部長
2005年6月 当社取締役機械事業部工作機械グループ営業担当部長
2007年6月 当社取締役機械事業部長
2011年6月 当社常務取締役事業部門長兼機械事業部長
2015年6月 当社専務取締役事業部門長
2016年6月 当社代表取締役社長兼事業部門長
2017年4月 当社代表取締役社長兼事業部門長兼特装車両事業部長
2018年7月 当社代表取締役社長兼事業部門長（現任）

当社との特別の利害関係

塚本高広氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

塚本高広氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、主に事業部門の営業関連業務に従事し、海外現地法人の取締役社長を務める等、グローバルな事業経営に関する見識と豊富な職務経験を有することを踏まえ、引き続き取締役として適任と判断しました。

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)会社役員の状況」に記載のとおりです。塚本高広氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

き　た　む　ら　ま　こと
北　村　誠

(1978年10月26日生) 性別：男

所有する当社の株式数 一 株

取締役会出席状況 一 回

新 任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2012年8月 当社へ入社
2021年7月 当社法務室長兼新基幹システムプロジェクト推進室長
2023年1月 当社総務人事部次長兼法務室長
2023年7月 当社総務人事部長兼法務室長（現任）

当社との特別の利害関係

北村誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

北村誠氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、主に法務、情報システム、総務、人事関連業務に従事し、管理部門全般に関する幅広い見識と豊富な職務経験を有することを踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. (3)会社役員の状況」に記載のとおりです。北村誠氏が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり可決されると、当社の取締役の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

区分	氏名	専門性と経験							
		財務・会計	企業経営	法務 コンプライ アンス リスク管理	グローバル	営業 マーケティング	研究開発 ICT DX	人事 労務 人材開発	ESG サステナ ビリティ SDGs
取締役	塚本高広	●	●		●	●	●	●	●
	北村 誠	●	●	●			●	●	●
取締役 (監査等委員)	牧野康二	●							
	渡邊一平			●					
	金剛宣邦	●	●	●	●				
	田中雅子		●	●				●	●

取締役候補者の選任の方針および手続

●取締役（監査等委員を除く）の選任方法および手続き

取締役（監査等委員を除く）の評価方法については、下記の方法により、公正で納得性の高い評価を行っております。

- ・代表取締役社長との定期的な面談による評価
- ・取締役（監査等委員）との面談による評価
- ・過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会においての評価

取締役（監査等委員を除く）の選任にあたり、代表取締役社長は、これらの評価に基づいて各取締役（監査等委員を除く）の再任の可否や、新任取締役（監査等委員を除く）登用の際には執行役員を含む経営幹部の中から候補者を選任すべく検討を行った上で、取締役会に次期取締役（監査等委員を除く）体制を提案しております。

●取締役（監査等委員）の選任方法および手続き

取締役（監査等委員）の選任にあたり、代表取締役社長は、指名報酬委員会の評価に基づいて候補者を選任すべく検討を行った上で、取締役会に次期取締役（監査等委員）体制を提案しております。

なお、経営の監査・監視を適切に行えるよう、求められる資質を次のとおりとしております。

企業経営あるいは、財務、会計、法務などの高い専門性を有する者

以上

事業報告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の状況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、継続的な物価上昇や外国為替相場における大幅な円安の進行、中国経済の先行き懸念などによる景気後退リスクに注視する必要があり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループに関連する業界では、工作機械業界は内需、外需ともに受注総額の前年同月比割れが続くなど調整局面が続いております。また、防衛装備品に関しては、世界的な安全保障状況の変化に対応して政府より防衛産業基盤強化策が打ち出されました。

このような状況の下、当社グループでは、営業活動の強化と生産性の向上などによる採算性改善に取り組みました。また、防衛産業基盤強化と今後の防衛省からの20式5.56mm小銃の増産要求に応えることを目的として、製造ラインの増設を進めております。

当社グループの事業別の状況は次のとおりです。

工作機械は、主要顧客である自動車関連業界における設備投資需要が増加したことなどから、前期に比べ、売上高は43%増の50億6千万円となりました。受注残につきましては、内燃機関向け、xEV（電動車）関連向け共に設備投資需要を受けるも、5%減の28億4千万円となりました。

空油圧機器は、チャックが自動車業界からの受注が減少し、販売が低調に推移したことから、前期に比べ、売上高は13%減の14億2千万円となり、受注残につきましても、32%減の3億2千万円となりました。

電子機械は、主な市場である中国において主力製品のセラミック積層装置の需要が減少し、販売が低調に推移したことから、前期に比べ、売上高は87%減の1億6千万円となりました。受注残につきましては、売上げが2025年3月期にずれ込む案件などにより、241%増の5億1千万円となりました。

工作機械関連全体としましては、前期に比べ、売上高は3%増の66億5千万円となり、受注残につきましては1%増の36億8千万円となりました。

火器は、海外向けスポーツライフルの売上が減少したものの、国内では防衛省向け装備品の売上が増加したため、前期に比べ、売上高は13%増の44億6千万円となりました。受注残につきましては、防衛省向け装備品の受注が好調に推移するも、海外向けスポーツライフルの需要減速により、31%減の22億7千万円となりました。

特装車両は、トラックシャシの入手遅延により路面清掃車の販売台数が減少したため、前期に比べ、売上高は29%減の18億7千万円となりました。受注残につきましては、産業用清掃機は昨年並みとなるものの、路面清掃車がトラックシャシの入手遅延の影響が無くなり、73%増の8億円となりました。

建材は、防音サッシ、一般サッシ、防水製品の売上が増加したため、前期に比べ、売上高は16%増の31億6千万円となりました。受注残につきましては、防音サッシの受注が減少したことにより、前期に比べ、2%減の7億7千万円となりました。

不動産賃貸、鉄鋼など上記以外の事業は、前期に比べ、売上高は8%減の36億2千万円となり、受注残につきましては、25%減の6億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度は、前期に比べ売上高は、特装車両が減少したものの、工作機械関連、火器、建材は増加したため、前期と同水準の197億8千万円となり、受注残については、9%減の81億4千万円となりました。

損益につきましては、火器は、防衛省向け装備品の売上増加により増益となり、建材は防音サッシ、一般サッシの売上が増加したことにより赤字幅が縮小しました。一方、工作機械関連では、工作機械の売上が増加したことにより採算性が改善しましたが、空油圧機器、電子機械の販売が低調に推移したことにより、工作機械関連全体では赤字幅が拡大しました。さらに特装車両はトラックシャシの入手遅延による路面清掃車の販売台数減少および操業度低下による原価高で赤字となりました。

この結果、営業利益は3億8千万円となりました。また、営業外収益に受取配当金などを計上した結果、経常利益は4億6千万円となり、特別損失に減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は8億7千万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社では、中期経営計画最終年度の目標として、連結売上高248億円、連結営業利益20億円を達成すべく取り組んでまいりましたが、工作機械関連事業におきまして、主要な顧客である自動車関連業界や中国からの受注回復は不透明な状況が続くことが予測され、中期経営計画最終年度となる2025年3月期は、連結売上高241億円、営業利益7億円と厳しい業績を予想しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、事業環境の大きな変革期であると認識のもと、強弱をつけた経営資源の投入による経営効率の最適化により、事業環境の変化に適応した事業基盤を構築してまいります。

さらには、高品質で多様な製品・サービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現と当社自身の持続的な成長を両立させ、ものづくりの未来の発展に貢献していくため、透明性の高い企業統治のもと、環境課題の解決や社会との調和にも意欲的に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は10億7千万円で、その主なものは次のとおりであります。

火器事業 当社本社工場 火器製造用設備の増設

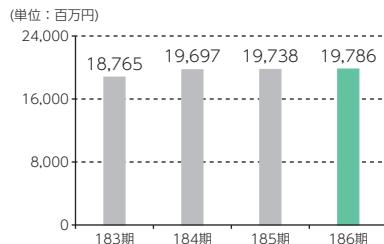
(4) 資金調達の状況

当社は、2023年12月に火器事業部の銃製造ラインの増設資金として、取引銀行5行と総額23億円の実行可能期間付タームローン（コミットメント型）契約を締結、当連結会計年度に17億円の資金調達を行いました。

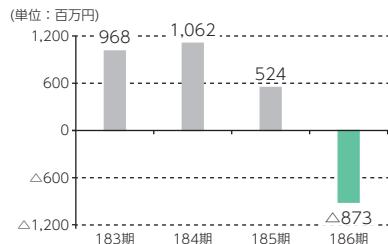
(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第183期 (2021年3月期)	第184期 (2022年3月期)	第185期 (2023年3月期)	第186期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	18,765	19,697	19,738	19,786
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	968	1,062	524	△873
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(△)	78.18	86.08	43.56	△72.49
総資産(百万円)	26,461	27,673	27,623	30,289
純資産(百万円)	16,114	16,890	17,354	17,334
1株当たり純資産額(円)	1,299.91	1,403.57	1,440.76	1,438.82

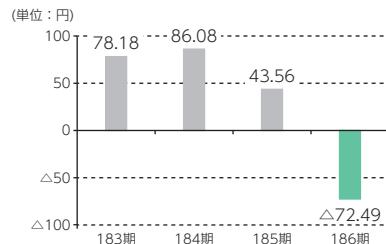
●売上高



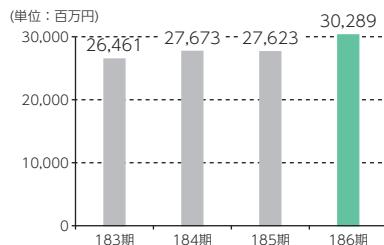
●親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



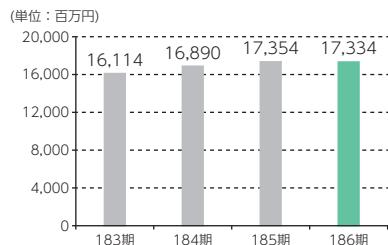
●1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



●総資産



●純資産



●1株当たり純資産額



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
中 日 運 送 株 式 会 社	108百万円	100.0	当社製品の荷造および輸送
豊 友 物 産 株 式 会 社	84百万円	100.0	当社製品の販売
株 式 会 社 豊 苑	20百万円	100.0	緑化および造園
丰 和 (天 津) 机 床 有 限 公 司	6,000千 米ドル	100.0	当社製品の販売
ホ ー ワ ス カ メ シ ン イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社	1,690千 米ドル	99.7	当社製品の販売 およびアフターサービス

(注) 1. 丰和(天津)机床有限公司は、在中国現地法人であります。

2. ホーワスカメンシンインドネシア株式会社は、在インドネシア現地法人であります。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事 業 区 分	部 門	品 目
工 作 機 械 関 連	工 作 機 械	マシニングセンタ、トランスマシン、精密中ぐり盤、深穴ボール盤、その他各種専用機、自動化装置、工作機用ユニット、ロボットSler
	空 油 圧 機 器	パワーチャック、固定シリンダ、回転シリンダ、ロッドレスシリンダ、クランプシリンダ、その他空油圧機器
	電 子 機 械	セラミック電子部品関連設備、プリント基板用露光装置、実装基板検査装置
火 器		小銃、銃剣、自動てき弾銃、迫撃砲、発煙弾発射機、発煙弾、スポーツライフル
特 装 車 両		路面清掃車、産業用清掃機、床面自動洗浄機、防弾車両等特殊車両
建 材		アルミサッシ・ドア、樹脂サッシ、スチールサッシ・ドア、シールドドア、高気密ドア、防水板・防水扉・防水自動ドア
そ の 他		不動産賃貸、鉄鋼製品 など

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

名 称		所 在 地	
当 社	本 店 京 · 本 社 工 場 所	愛 東 県 清 須 市 知 京 都 千 代 田 区	
中 日 運 送 株 式 会 社	本 社	愛 知 県 清 須 市	
豊 友 物 産 株 式 会 社	本 社	愛 知 県 清 須 市	
株 式 会 社 豊 苑	本 社	愛 知 県 清 須 市	
丰 和 (天 津) 机 床 有 限 公 司	本 社	中 国	
ホーワスカメシンインドネシア株式会社	本 社	イ ン ド ネ シ ア	

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 (名)	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
工 作 機 械 関 連	278	19名減
火 器	133	11名増
特 装 車 両	86	2名増
建 材	83	16名減
不 動 产 賃 貸	—	—
国 内 販 売 子 会 社	20	2名減
国 内 運 送 子 会 社	86	3名減
そ の 他	10	—
全 社 (共 通)	59	15名減
合 計	755	42名減

(注) 1. 使用人数は、就業人員であります。

2. 臨時従業員数については、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平　均　勤　続　年　数
629名	37名減	45.1歳	16.9年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借　入　先	借　入　額　(　百　万　円　)
シ　ン　ジ　ケ　一　ト　口　一　ン	1,700
株　式　会　社　三　菱　U　F　J　銀　行	914

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする計5行からの協調融資によるものであります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所の市場区分再編により2021年12月にプライム市場を選択し、当社株式の上場市場は2022年4月にプライム市場に移行しましたが、2023年4月に市場区分の再選択措置が設けられたことにより、同年10月20日付でスタンダード市場に移行しました。

2. 会社の現況 (2024年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,548,134株 (うち自己株式500,678株)
- ③ 株主数 14,619名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	645	5.3
日本生命保険相互会社	524	4.3
豊和工業協力グループ持株会	458	3.8
J P モルガン証券株式会社	403	3.3
株式会社三菱UFJ銀行	243	2.0
豊和工業従業員持株会	239	1.9
明治安田生命保険相互会社	150	1.2
損害保険ジャパン株式会社	125	1.0
株式会社愛知銀行	108	0.9
有限公司会社ノザキ	100	0.8

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 当社は、自己株式500千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

区 分	株 式 の 種 類 お よ び 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	当社普通株式 12,935株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ② 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	塚 本 高 広	事業部門長
常 务 取 締 役	石 原 啓 充	総務部門長 兼 経理部長 兼 適正時間管理、基幹システム適正化推進担当 兼 基幹システム適正化プロジェクト 兼 サステナビリティ推進室
取 締 役	吉 田 匡 宏	事業部門技術開発統轄 兼 建材事業部長 兼 技術部長 兼 出来高向上、環境・DX、基幹システム適正化推進担当 兼 基幹システム適正化プロジェクト 兼 サステナビリティ推進室
取 締 役	渡 辺 健 司	機械事業部長
取 締 役（監査等委員）	牧 野 康 二	
取 締 役（監査等委員）	渡 邊 一 平	弁護士
取 締 役（監査等委員）	金 剛 宣 邦	
取 締 役（監査等委員）	田 中 雅 子	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）渡邊一平、金剛宣邦および田中雅子の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）牧野康二および金剛宣邦の両氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 取締役（監査等委員）牧野康二氏は、過去に当社の財務、経理関連業務を長年にわたり担当していましたことがあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・ 取締役（監査等委員）金剛宣邦氏は、金融機関での長年の業務経験があり、また、過去に岡谷鋼機株式会社の取締役として、財務、経理関連部門を長年にわたり担当していたこともあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）渡邊一平、金剛宣邦および田中雅子の3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立性基準を当社の独立社外取締役の独立性判断基準としております。すなわち、以下のいずれかに該当する場合、独立役員として指定しないこととしております。
- ・ 本人または近親者が、当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - ・ 本人または近親者が、当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ・ 本人または近親者が、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、

会計専門家、法律専門家

- ・本人または近親者が、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- ・本人または近親者が、当社または当社の子会社の業務執行者

- 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。また、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、監査等委員会室を設置しております。
- 当社は、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会での意見を取締役の評価や報酬、人事に反映することにより、統治機能の強化を図っております。なお、指名報酬委員会は、構成員の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の諮問に対し、透明性・客観性・公平性の高い答申を行っております。また、指名報酬委員会は年4回開催しております。
- 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および事業報告「1. (6)重要な子会社の状況」に記載の子会社の取締役、監査役、執行役員および会計監査人（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に関する請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

- 当事業年度中の取締役担当異動は次のとおりであります。

2023年7月1日付

地 位	氏 名	異 動	前	異 動	後
常 務 取 締 役	石 原 啓 充	総務部門長 兼 適正時間管理、基幹システム 適正化推進担当		総務部門長 兼 経理部長 兼 適正時間管理、基幹システム適正化 推進担当 兼 基幹システム適正化プロジェクト 兼 サステナビリティ推進室	

地 位	氏 名	異 動 前	異 動 後
取 締 役	吉 田 匡 宏	事業部門技術開発統轄 兼 建材事業部長 兼 技術部長 兼 出来高向上、環境・DX、基幹システム適正化推進担当	事業部門技術開発統轄 兼 建材事業部長 兼 技術部長 兼 出来高向上、環境・DX、基幹システム適正化推進担当 兼 基幹システム適正化プロジェクト 兼 サステナビリティ推進室

9. 当社は経営の迅速化、効率化と業務執行の充実を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の3名であります。

2023年7月1日付

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	関 谷 勝 彦	豊友物産株式会社代表取締役社長 兼 中日運送株式会社取締役
	川 島 健 次	特装車両事業部長
	佐 藤 輝 彦	火器事業部長

② 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬に関しては、2020年6月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めた取締役報酬規程の改定を決議しております。

報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会での意見を取り締役の評価や報酬、人事に反映することにより、統治機能の強化を図っております。なお、指名報酬委員会は、構成員の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の諮問に対し、透明性・客観性・公平性の高い答申を行っております。

なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 固定報酬に関する方針

職務内容を勘案して決定する基本報酬と役割に応じて決定する役づけ報酬で構成する

② 変動報酬に関する方針

短期業績目標達成の動機づけを目的とし、前年度の連結営業利益に基づき役位別に設定した乗率により

支給する業績連動報酬と、業績数値だけでは測ることができない貢献度により支給する評価報酬で構成する。ただし、会長および社長については、業績連動報酬のみとし、評価報酬は支給しない

③株式報酬に関する方針

中長期的な企業価値向上を図る動機づけと株主の皆様との価値共有を進めることを目的とし、固定報酬金額の20%相当の譲渡制限付株式を付与する

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	86 (-)	52 (-)	23 (-)	10 (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (14)	21 (14)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	108 (14)	74 (14)	23 (-)	10 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第177期定時株主総会において年額168百万円以内と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員を除く) 個々の報酬については、取締役会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名であります。また、当該報酬限度額の範囲内で、2020年6月25日開催の第182期定時株主総会において、株式報酬の額を年額20百万円以内と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員を除く) 個々の報酬については、取締役会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は4名です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月25日の第177期定時株主総会において、年額48百万円と決議いただいております。なお、取締役 (監査等委員) 個々の報酬については、取締役 (監査等委員) の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
3. 業績連動報酬と評価報酬で構成される変動報酬のうち、業績連動報酬にかかる業績指標は前年度の連結営業利益に基づき役位別に設定した乗率により支給しております。当該指標を選択した理由は短期業績目標達成の動機づけを目的とするためであります。なお、当連結会計年度における当該指標の実績は次のとおりであります。

支給対象月	業績指標	実績（百万円）
2023年4月～同年6月分	184期連結営業利益 (2022年3月期)	988
2023年7月～2024年3月分	185期連結営業利益 (2023年3月期)	452

4. 株式報酬は当社の普通株式であり、割り当ての際の条件等は「イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）渡邊一平、金剛宣邦および田中雅子の3氏につきまして、記載すべき他の法人等の業務執行者としての重要な兼職はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	渡邊一平	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	金剛宣邦	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と見識を活かし、経営全般に対して適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	田中雅子	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。企業経営における豊富な経験と見識を活かし、経営全般に対して適宜質問をするとともに、必要に応じて意見を述べるなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百 万 円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等について、過年度の実績との比較等の必要な検証を行った結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「グループ」といいます）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
グループ各社は、事業活動における法令、定款、社内規則および企業倫理の遵守を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定する。
グループ各社の役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを充分認識して業務遂行にあたるよう、「行動基準」を定め、マニュアルの配布等を通じて周知徹底する。
また、グループ各社を対象とした内部通報制度を設けて、役職員がコンプライアンス違反行為を知ったとき、または自らの行動について判断に迷うときは、内部通報窓口へ通報・相談するものとし、通報者に対して、不利な取扱いを行わない。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、稟議書、重要会議の議事録その他職務執行に係る文書・情報を「文書保存規程」等の社内規則に従い適切に保存・管理する。
3. グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、輸出管理および災害等に係るリスクの予防・管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制を構築する。
また、当社は、子会社に対し、経営上の重要事項について当社への報告または承認を義務づけ、グループ各社全体としてリスク管理を行う。

4. グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。

当社は、グループ各社を管理する担当部署を設置し、グループ各社の職務執行が適正かつ効率的に行われるために必要な管理を行う。

グループ各社は、年度予算を設定し、当該予算を達成するために効率的な職務執行を行う。

5. グループ各社における業務の適正を確保するための体制

当社は、他社との取引、会計処理等の業務活動が会社の経営方針、法令・社内規則に従い適正かつ効率的に行われているかを監査するため、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査委員会を設置して、グループ各社に対する内部監査を実施し、グループ各社の業務の適正を確保する。

また、当社は、子会社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させるとともに、経営上の重要事項が発生した場合は直ちに報告させる。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務について、監査等委員会室が補助する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、補助業務に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動および人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。

7. グループ各社の取締役、使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の取締役、使用人等に対して報告を求めるができるものとする。

また、グループ各社の取締役、使用人等は、グループ各社に著しい影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告することとする。

内部監査委員会は、監査等委員会に対し、内部監査の結果および内部通報の状況を定期的に報告することとする。

8. 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に周知徹底する。
9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人および内部監査委員会と定期的に情報交換を行い、必要に応じて連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制
グループ各社は、コンプライアンスが経営上の重要事項であることを認識し、法令、定款、社会倫理および諸規則を遵守した事業活動を展開しております。そのために、コンプライアンス規程を整備するとともにグループ各社の役職員が遵守すべき行動基準を定め、周知・啓蒙および教育・研修を行っております。
また、グループ各社の役職員が、他の役職員の法令等に違反する行為を知った場合は、内部通報窓口に通報するように義務付け、問題の早期発見と予防に努めております。
2. リスク管理体制
当社は、リスク管理規程を整備して、グループ各社に係る様々なリスクに対する評価を行い、対応を協議し、必要な措置を講じております。
また、事業活動に係るリスクを事前に予防、排除、軽減するために取引審査制度を設け、取引前に内部監査委員会が取引の適正性と妥当性について審査しております。
3. 情報保存管理体制
グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他重要な意思決定に関する文書等を法令および社内規則に従って適正に保存・管理しております。

4. グループ管理体制

当社の子会社は、子会社管理規程に基づき月次で財務状況と業務執行状況を当社に報告しており、所管部署および関係者が状況を確認しております。また、子会社とは定期的に業務執行状況、問題点等について意見交換しております。

5. 監査体制

監査等委員である取締役は、取締役会に加え経営会議やリスク管理委員会、執行役員会およびその他の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書の閲覧等を通じて業務執行状況を監視しております。

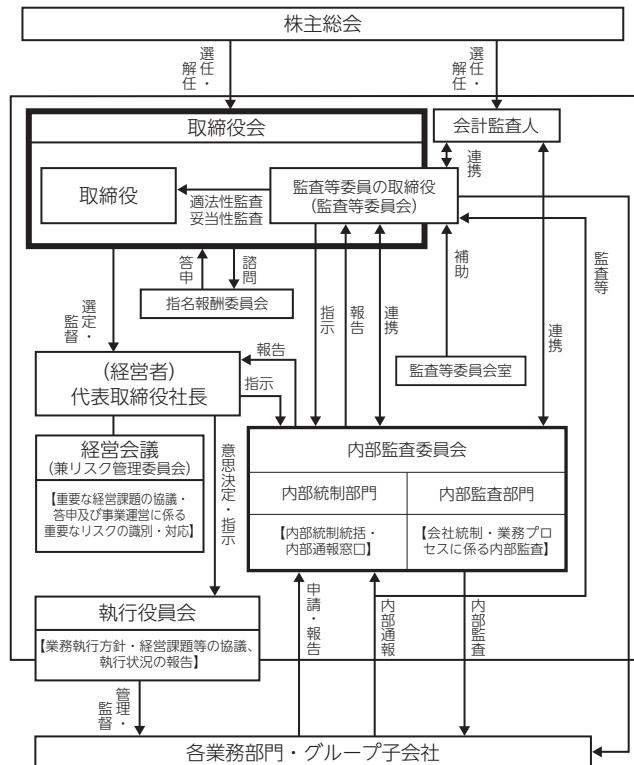
また、会計監査人および内部監査委員会と定期的に情報交換を行い、連携を密にして監査の実効性を向上させております。

なお、監査等委員会室を設置し、適宜、監査等委員の職務の補助や監査等委員へ情報提供を行う体制を構築しております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(ご参考)

コーポレートガバナンス体制図



(取締役会)

（監査等委員会）
業務執行に関する重要事項について、意思決定を行う

経営の健全性の維持・強化を図り、経営全般について取締役の職務執行をチェックする（指名報酬委員会）

取締役の報酬、評価および選解任を諮問 (経営会議)

経営の重要な案件を審議する
(執行役員会)

執行役員の所管する業務等の進行報告を行う (内部監査委員会)

内部業務監査を実施する
(会計監査人)
監査契約を締結している専門監査法人から会計監査を受ける
(監査等委員会室)

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,033	流動負債	6,733
現金及び預金	3,897	買掛金	2,429
受取手形	1,463	電子記録債権	796
電子記録債権	2,340	短期借入債	2,032
売掛金	3,490	一時払費	14
契約資産	1,346	未払法人税等	101
リース投資資産	1,068	未払消費税等	601
商品及び製品	1,242	未払契約負担金	62
仕掛け品	4,196	賞与引当金	48
原材料及び貯蔵品	1,420	工事損失引当金	218
その他の	567	製品保証引当金	304
貸倒引当金	△0	その他	0
固定資産	9,255	定期負債	73
有形固定資産	3,193	長期借入金	51
建物及び構築物	1,192	長期一時払債務	6,222
機械装置及び運搬具	661	繰延税金負債	4,066
工具、器具及び備品	116	退職給付に係る負債	130
土地	502	資産除去債務	799
リース資産	132	その他の	819
建設仮勘定	588	負債合計	93
無形固定資産	406	(純資産の部)	312
ソフトウェア等	405	株主資本	12,955
ソフトウェア仮勘定	1	資本剰余金	14,835
投資その他の資産	5,655	利益剰余金	9,019
投資有価証券	5,035	自己株式	0
退職給付に係る資産	245	その他の包括利益累計額	6,231
その他の	407	その他有価証券評価差額金	△416
貸倒引当金	△32	繰延ヘッジ損益	2,498
資産合計	30,289	為替換算調整勘定	2,341
		退職給付に係る調整累計額	0
		純資産合計	113
			42
		負債・純資産合計	17,334
			30,289

連結損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額	
売 売	上 原 高 価		19,786
売 売	上 総 利 益		16,298
販 売	費 及 び 一 般 管 理 費		3,488
當 営	業 外 収 益		3,100
當 営	受 取 利 息 金 入 益	2 147 3 84	388
當 営	受 取 成 金 収		238
當 営	業 外 費 用		
支 払	利 息	17	
遊 休 資 産	維 持 管 理 費	20	
シ ン ジ ケ ー	ト 口 一 ナ 手 数 料	66	
雜 經	損	56	160
特 別	常 利 益		466
固 定 資 産	壳 却 益	7	7
特 別	損 失		
減 損	損 失	1,342	1,342
固 定 資 産	除 壳 却 損 失	0	1,342
税 金 等 調 整	前 当 期 純 損 失		868
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			64
法 人 税 等 調 整			△59
當 期	純 損 失		873
親 会 社 期	株 主 に 帰 属 す		873

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当連結会計年度期首残高	9,019	0	7,346	△417	15,949	
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△240			△240
親会社株主に帰属する当期純損失			△873			△873
譲渡制限付株式報酬		△0		10		10
自己株式の取得				△9		△9
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						－
当連結会計年度変動額合計	－	△0	△1,114	1	△1,113	
当連結会計年度末残高	9,019	0	6,231	△416	14,835	

	そ	の	他	の	包	括	利	益	累	計	額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	損	繰延ヘッジ 調整	為替 勘定	換算	退職給付に係る 調整	その他の包括利益 累計額	額	累計額	合計		
当連結会計年度期首残高	1,289	△0		105		10		1,405		17,354		
当連結会計年度変動額												
剩 余 金 の 配 当									－	△240		
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失									－	△873		
譲渡制限付株式報酬									－	10		
自 己 株 式 の 取 得									－	△9		
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	1,052	1		7		31		1,093		1,093		
当連結会計年度変動額合計	1,052	1		7		31		1,093		△20		
当連結会計年度末残高	2,341	0		113		42		2,498		17,334		

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,262	流動負債	7,278
現金及び預金	2,710	買電子記録債	2,311
受取手形	1,434	短期借入債	796
電子記録債権	2,181	未払費用	2,982
売掛金	3,303	未払法人税	14
契約資産	1,346	未払消費税	78
リース投資資産	1,068	未払人費用	514
商品及び製品	1,215	未払消込税	50
仕掛け品	4,134	未契約引当金	36
原材料及び貯蔵品	1,415	賞与引当金	117
未収入金	76	工事損失引当金	258
その他の金	376	製品保証引当金	0
貸倒引当金	△0	その他の負債	73
固定資産	9,175	定めの負債	44
有形固定資産	3,031	定期借入債	6,085
建物	990	長期借入債	4,066
構築物	200	一括貸付金	130
機械及び装置	550	繰延税金	733
車両運搬具	39	退職給付引当金	754
工具、器具及び備品	109	資産除去債務	93
土地	419	その他の債務	307
リース資産	132	負債合計	13,364
建設仮勘定	588	(純資産の部)	
無形固定資産	385	株主資本	12,924
ソフトウェア等	384	資本剰余金	9,019
ソフトウェア仮勘定	1	その他資本剰余金	0
投資その他資産	5,758	利益剰余金	0
投資有価証券	4,421	利益準備金	4,320
関係会社株式	826	その他利益剰余金	285
関係会社出資	0	繰越利益剰余金	4,035
長期前払費用	21	自己株式	4,035
前払年金費	159	評価・換算差額等	△416
その他の金	361	その他有価証券評価差額金	2,148
貸倒引当金	△32	純資産合計	2,148
資産合計	28,438	負債・純資産合計	15,073
			28,438

損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目				金 額	
売 売 上 原 高 価					17,225
売 売 上 総 利 益					14,147
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					3,077
営 営 業 外 収 益					2,787
営 営 業 外 取 利 息					290
受 受 取 成 配 当 利 息				0	
助 助 金 収 収 入				210	
雜 雜 取 成 金 収 収 益				3	
營 営 業 外 費 用				51	267
支 払 利 息					19
遊 休 資 産 維 持 管 理 費					20
シ ン ジ ケ ー ト 口 一 ナ 手 数 料					66
雜 經 常 損 失					56
特 別 別 別 利 益					163
特 別 別 別 利 益					394
特 別 別 別 利 益					5
減 損 損 損 損 失					5
固 定 資 産 除 売 却 損 失					1,342
税 引 前 当 期 純 損 失					0
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					1,342
法 人 税 等 調 整					942
當 期 純 損 失					21
					△60
					903

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	9,019	0	0	261	5,204	5,465	△417	14,068
当 期 変 動 額								
利 益 準 備 金 の 積 立			—	24	△24	—		—
剩 余 金 の 配 当			—		△240	△240		△240
当 期 純 損 失			—		△903	△903		△903
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		△0	△0			—	10	10
自 己 株 式 の 取 得			—			—	△9	△9
株 主 資 本 以 外 の 項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			—			—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	△0	△0	24	△1,168	△1,144	1	△1,143
当 期 末 残 高	9,019	0	0	285	4,035	4,320	△416	12,924

	評価・換算差額等						純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価差額等	・換算合計			
当期首残高	1,188	0		1,188			15,256
当期変動額							
利益準備金の積立				—			—
剰余金の配当				—			△240
当期純損失				—			△903
譲渡制限付株式報酬				—			10
自己株式の取得				—			△9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	960	△0		960			960
当期変動額合計	960	△0		960			△182
当期末残高	2,148	—		2,148			15,073

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

豊和工業株式会社
取締役会御中

名古屋事務所
法務人

指定期員
業務執行社員
指定期員
業務執行社員
公認会計士 林 浩 史
公認会計士 井 上 友 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、豊和工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豊和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

豊和工業株式会社
取締役会御中

栄監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 林 浩史
業務執行社員
指定社員 公認会計士 井 上 友 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、豊和工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第186期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと併せて、監査等委員会は、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

豊和工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 牧 康二㊞
監査等委員 渡 邑一平㊞
監査等委員 金 剛宣邦㊞
監査等委員 田 中雅子㊞

(注) 監査等委員渡邊一平、金剛宣邦及び田中雅子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基 準 日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
単元株式数	100株
公 告 方 法	当社公告については、当社ウェブサイト (https://www.howa.co.jp/) に掲載します。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特 別 口 座 の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※受付時間：土・日・祝日・銀行休業日を除く9:00～17:00 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

住所変更等株式に関するお手続きのお申出先について

株主様が口座を開設されている口座管理機関（証券会社）へお申出ください。なお、特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

受け取られていない配当金がある場合は、支払開始日から3年以内であれば、お受け取りいただけます。その際は株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

単元未満株式（100株未満）は、市場での売買はできませんが、買取・買増制度をご利用いただけます。

買取制度



買増制度



特別口座で株式を保有されている株主様へのご案内

2009年の株券電子化実施に伴い、株券を証券保管振替機構に預けられていない株式については、特別口座に記録されております。

株主総会会場ご案内

会 場

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 3階 第5会議室 電話 <052>223-5620

交 通

地下鉄 「伏見駅」下車 5番出口 南へ徒歩10分

